

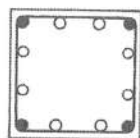
3.7.3 鉄筋の継手及び定着（令第73条）

政 令 第73条

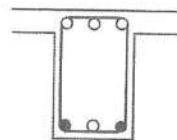
（鉄筋の継手及び定着）

- 第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。
- ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。
- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
 - 二 煙突
- 2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。
- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

- (1) 鉄筋コンクリートはコンクリートと鉄筋が一体となって挙動することが重要であるが、第1項では、そのための鉄筋の継手、定着について規定している。丸鋼の末端部には、全てフックが必要である。異形鉄筋では付着強度が大きいので、一般にフックを必要としないが、柱、はりの出隅部分や煙突の鉄筋はかぶりコンクリートが割れやすいこと、熱を受け付着強度が低下することにより、フックを義務付けている（図3.7-1参照）。



柱断面



はり断面

図3.7-1 フックの必要な鉄筋（●印）

- (2) 重ね継手により、一方の鉄筋の応力を他方の鉄筋に伝えるには、その応力を鉄筋の付着応力により一度コンクリートに伝達し、再び他方の鉄筋に伝達しなければならない。第2項では、この間の付着力伝達が十分に行われるための長さを規定している。付着強度はコンクリート強度、鉄筋の周囲のコンクリート打設状況によって異なり、また伝達しなければならない応力は鉄筋の強度によって異なる。引張力の最も小さい部分でつなぐ場合は $25d$ （ d は鉄筋径で、径の異なる鉄筋をつなぐ場合にあつては細い方の径とする）以上、それ以外の部分では $40d$ 以上の重ね長さが必要である。なお、大臣が定める構造方法（平12建告第1463号）による場合には本規定の適用を除外することができる（(6)参照）。
- (3) 第3項は、はりと柱の応力伝達のため、はりの引張鉄筋を柱主筋に溶接する場合を除き、はり鉄筋

の応力を付着力により柱はり接合部のコンクリートに十分伝達するために、 $40d$ 以上の定着長さを確保するよう規定している。なお、大臣が定める基準（平23国交告第432号）に従った構造計算により構造耐力上安全であることを確かめた場合には適用を除外することができる（(8)参照）。

- (4) 第4項は、軽量コンクリートの場合に、骨材の強度が普通骨材の場合に比べてやや小さいことから付着強度を小さく評価し、重ね継手及び定着の長さを $25d$ を $30d$ に、 $40d$ を $50d$ に増すことを定めている。
- (5) 令第36条第2項第一号に規定するとおり、本条の規定は、保有水平耐力計算を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合には適用を除外することができる（8.2.1項参照）。なお、適用を除外する場合、平19国交告第594号第4第四号に定める確認を行う必要がある（6.4.4項及び8.2.2項参照）。

告示 平12建告第1463号

鉄筋の継手の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第73条第2項ただし書（第79条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鉄筋の継手の構造方法を次のように定める。

- 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第73条第2項本文（第79条の4において準用する場合を含む。）の規定を適用しない鉄筋の継手は、構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける圧接継手、溶接継手及び機械式継手で、それぞれ次項から第4項までの規定による構造方法を用いるものとする。ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって耐力、靱性及び付着に関する性能が継手を行う鉄筋と同等以上であることが確認された場合においては、次項から第4項までの規定による構造方法によらないことができる。
- 2 圧接継手にあつては、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 圧接部の膨らみの直径は主筋等の径の1.4倍以上とし、かつ、その長さを主筋等の径の1.1倍以上とすること。
 - 二 圧接部の膨らみにおける圧接面のずれは主筋等の径の4分の1以下とし、かつ、鉄筋中心軸の偏心量は、主筋等の径の5分の1以下とすること。
 - 三 圧接部は、強度に影響を及ぼす折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠陥がないものとする。
- 3 溶接継手にあつては、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 溶接継手は突合せ溶接とし、裏当て材として鋼材又は鋼管等を用いた溶接とすること。ただし、径が25ミリメートル以下の主筋等の場合にあつては、重ねアーク溶接継手とすることができる。
 - 二 溶接継手の溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとする。
 - 三 主筋等を溶接する場合にあつては、溶接される棒鋼の降伏点及び引張強さの性能以上の性能を有する溶接材料を使用すること。
- 4 機械式継手にあつては、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 カップラー等の接合部分は、構造耐力上支障のある滑りを生じないように固定したものとし、継手を設ける主筋等の降伏点に基づき求めた耐力以上の耐力を有するものとする。ただし、引張力の最も小さな位置に設けられない場合にあつては、当該耐力の1.35倍以上の耐力又は主筋等の引張強さに基づき求めた耐力以上の耐力を有するものとしなければならない。
 - 二 モルタル、グラウト材その他これに類するものを用いて接合部分を固定する場合にあつては、当該材料の強度を1平方ミリメートルにつき50ニュートン以上とすること。
 - 三 ナットを用いたトルクの導入によって接合部分を固定する場合にあつては、次の式によって計算した数値以上のトルクの数値とすること。この場合において、単位面積当たりの導入軸力は、1平方ミリメートルにつき30ニュートンを下回ってはならない。

$$T = \frac{0.2a\phi\sigma_s}{1000}$$

この式において、 T 、 a 、 ϕ 及び σ_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 固定部分の最低トルク値（単位 ニュートンメートル）

a 主筋等の断面積（単位 平方ミリメートル）

ϕ 主筋等の径（単位 ミリメートル）

σ_s 単位面積当たりの導入軸力（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）

四 圧着によって接合部分を固定する場合にあつては、カップラー等の接合部分を鉄筋に密着させるものとする。

(6) 平12建告第1463号は、令第73条第2項ただし書の規定に基づき、鉄筋の継手の構造方法を定めたものである。具体的には、次の①～③に示す圧接継手、溶接継手及び機械式継手について規定している。なお、通常行われているガス圧接以外の方法、例えば電気圧接についても本告示中の圧接の規定の適用を受けるが、これに適合しない場合は第1項ただし書の規定により継手部分の性能を確認する必要がある。また、構造部材における最も引張力の小さい部分以外に継手を設ける場合も同様である。

① 継手

圧接継手については、強度に影響を及ぼす折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠陥がないことのほか、図3.7-2に示すとおり規定されている。

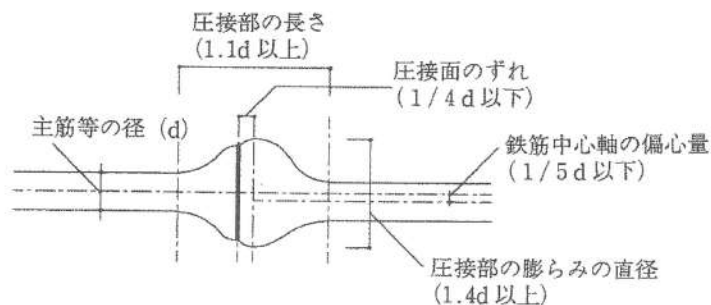


図3.7-2 圧接継手の各部分

② 溶接継手

溶接継手については、原則として鋼材又は鋼管等による裏当て材を用いた溶接とすること、割れ等の欠陥がないこと及び母材と同等以上の降伏点等の性能を有する溶接材料を使用することを規定している。

③ 機械式継手

機械式継手については、カップラー等、モルタル・グラウト材等、ナットによるトルクの導入及び圧着それぞれによる接合部分の固定法を規定している。

(7) 鉄筋継手性能判定基準と鉄筋継手使用基準

本告示第1項では、上記の①～③に示す以外にも、ただし書の加力実験によって耐力、靱性及び付着に関する性能を確認した場合にはそれを採用してよいと定めており、具体的には以下に示す鉄筋継手性能判定基準及び鉄筋継手使用基準による。また、これらに規定されていないガス圧接継手に

については、例えば、日本鉄筋継手協会の「JRJS0008A 級継手性能評価基準」¹⁾、「JRJS0007A 級継手使用基準」²⁾による方法がある。また、重ね継手については、例えば、日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2018)」³⁾ 16条2項による方法がある。

1の1 機械式継手及び圧着継手性能判定基準

第1 適用範囲

本基準は、重ね継手、ガス圧接継手及び重ねアーク溶接継手を除く鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及びそれらのプレキャストコンクリート造の鉄筋の機械式継手、圧着継手に適用する。

第2 継手性能の分類

継手の性能は次に示す4種類とする。

- 1 SA級継手 強度、剛性、靱性等に関しては母材並みの継手
- 2 A級継手 強度と剛性に関しては母材並みであるが、その他に関しては母材よりもやや劣る継手
- 3 B級継手 強度に関してはほぼ母材並みであるが、その他に関しては母材よりも劣る継手
- 4 C級継手 強度、剛性等に関しては母材よりも劣る継手

第3 継手性能の判定

- (1) 継手性能の判定は、(2)に示す単体試験判定法(主として継手単体の試験結果に基づいて判定する方法)、又は、(3)に示す部材試験判定法(主として部材の試験結果に基づいて判定する方法)のいずれかによって行う。
- (2) 単体試験判定法では、継手単体の試験項目のうち、一方向引張り試験、弾性域正負繰返し試験、及び塑性域正負繰返し試験を行い、第5に規定する性能判定基準によって鉄筋継手の性能を判定する。
- (3) 部材試験判定法では、鉄筋継手を設けた部材による正負繰返し試験を行うと同時に、継手単体の試験項目のうち、一方向引張り試験と一方向繰返し試験を行う。部材試験の結果は「2鉄筋継手使用基準」の第3及び第4に関して、必要な性能を有するか否かによって判定し、単体試験の結果は第5に規定する性能判定基準によって判定する。
- (4) プレキャストコンクリート造の接合部に継手を設ける場合の性能は、原則として実際の接合条件を再現する部材の試験結果を併用して判定する。
- (5) 継手の判定に際しては、継手の品質管理基準、仕様書及び設計施工要領書等によって推定される実際の構造物の継手の性能を考慮に入れる。

第4 性能試験

(継手単体の試験)

- (1) 継手単体の試験項目は次に示す4種類である。
 - 1 一方向引張り試験
 - 2 一方向繰返し試験
 - 3 弾性域正負繰返し試験
 - 4 塑性域正負繰返し試験
- (2) 継手単体の試験片は継手によって2本の鉄筋を接合したものであり、原則として検長の中央に継手を設ける。
- (3) 継手単体の試験で、剛性、変形、ひずみ量等を求める時の検長は、特定検長とする。ただし、特定検長が50cmより短い場合には、50cmを限度として特定検長より長い検長で試験してもよい。
- (4) 継手単体の試験の特定検長は、継手長さの両側に鉄筋径の1/2又は20mmのうち大きい方の長さを加えた値とする。
- (5) 継手単体の試験の加力方法は表1による。

表1 継手単体の試験の加力方法

試験項目	加力方法
1 一方向引張り試験	$0 \rightarrow \sigma_{y0} \rightarrow$ 破断
2 一方向繰返し試験	$0 \rightarrow (0.02\sigma_{y0} \leftrightarrow 0.95\sigma_{y0}) \rightarrow$ 破断 (30回繰返し)
3 弾性域正負繰返し試験	$0 \rightarrow (0.95\sigma_{y0} \leftrightarrow -0.5\sigma_{y0}) \rightarrow$ (20回繰返し)
4 塑性域正負繰返し試験 S A級継手	$0 \rightarrow (2\varepsilon_y \leftrightarrow -0.5\sigma_{y0}) \rightarrow (5\varepsilon_y \leftrightarrow -0.5\sigma_{y0}) \rightarrow$ (4回繰返し) (4回繰返し)
A級継手	$0 \rightarrow (2\varepsilon_y \leftrightarrow -0.5\sigma_{y0}) \rightarrow$ (4回繰返し)

ここで σ_{y0} : 母材の規格降伏点

ε_y : 一方向引張り試験による接合鉄筋の降伏応力度又は耐力（永久ひずみが0.2%となる時の応力）を割線剛性で除した値

（部材の試験）

(6) 部材の試験は、部材の強度、剛性、塑性域における履歴減衰性能及び靱性に関して、「2 鉄筋継手使用基準」第3及び第4に応じた継手の使用の可否を判断できる方法によらなければならない。

(7) 部材の試験は、原則として鉄筋継手を一箇所に集中して設けた試験体によって行う。

第5 性能判定基準

継手単体の試験による性能判定は表2に示す基準による。

表2 単体試験の性能判定基準

		S A 級	A 級	B 級	C 級
一方向引張り試験	強度	$\sigma_b \geq 1.35\sigma_{y0}$ 又は σ_{b0}			$\sigma_b \geq \sigma_{y0}$
	剛性	$0.7\sigma_{y0}E \geq E_0$ $0.95\sigma_{y0}E \geq 0.9E_0$	$0.7\sigma_{y0}E \geq 0.9E_0$ $0.95\sigma_{y0}E \geq 0.7E_0$	$0.5\sigma_{y0}E \geq 0.9E_0$ $0.95\sigma_{y0}E \geq 0.5E_0$	$0.5\sigma_{y0}E \geq 0.9E_0$ $0.7\sigma_{y0}E \geq 0.5E_0$
	靱性	$\varepsilon_u \geq 20\varepsilon_y$ かつ $\varepsilon_u \geq 0.04$	$\varepsilon_u \geq 10\varepsilon_y$ かつ $\varepsilon_u \geq 0.02$	$\varepsilon_u \geq 5\varepsilon_y$ かつ $\varepsilon_u \geq 0.01$	
	すべり量	$\delta_s \leq 0.3\text{mm}$	$\delta_s \leq 0.3\text{mm}$		
一方向繰返し試験	強度	$\sigma_b \geq 1.35\sigma_{y0}$ 又は σ_{b0}			
	剛性	$30cE \geq 0.85 \cdot {}_{1c}E$	$30cE \geq 0.5 \cdot {}_{1c}E$	$30cE \geq 0.25 \cdot {}_{1c}E$	
	靱性	$\varepsilon_u \geq 20\varepsilon_y$ かつ $\varepsilon_u \geq 0.04$	$\varepsilon_u \geq 10\varepsilon_y$ かつ $\varepsilon_u \geq 0.02$	$\varepsilon_u \geq 5\varepsilon_y$ かつ $\varepsilon_u \geq 0.01$	
	すべり量	$30c\delta_s \leq 0.3\text{mm}$	$30c\delta_s \leq 0.3\text{mm}$		
弾性域正負繰返し試験	強度	$\sigma_b \geq 1.35\sigma_{y0}$ 又は σ_{b0}			
	剛性	$20cE \geq 0.85 \cdot {}_{1c}E$	$20cE \geq 0.5 \cdot {}_{1c}E$	$20cE \geq 0.25 \cdot {}_{1c}E$	
	すべり量	$20c\delta_s \leq 0.3\text{mm}$	$20c\delta_s \leq 0.3\text{mm}$		
塑性域正負繰返し試験	強度	$\sigma_b \geq 1.35\sigma_{y0}$ 又は σ_{b0}			
	すべり量	$4c\varepsilon_s \leq 0.5\varepsilon_y$ $4c\delta_s \leq 0.3\text{mm}$ $8c\varepsilon_s \leq 1.5\varepsilon_y$ $8c\delta_s \leq 0.9\text{mm}$	$4c\varepsilon_s \leq \varepsilon_y$ $4c\delta_s \leq 0.6\text{mm}$		

ここで

σ_{y0} : 母材の規格降伏点（又は耐力）

ε_y : 接合鉄筋の降伏ひずみ

σ_{b0} : 母材の規格引張強度

ε_u : 接合鉄筋の終局ひずみ

σ_b : 接合鉄筋の引張り強度

ε_s : 接合鉄筋のすべりひずみ

δ_s : 接合鉄筋のすべり変形

E_0 : 母材の規格降伏点の70%の応力における母材の割線剛性

$0.5\sigma_{y0}E$, $0.7\sigma_{y0}E$, $0.95\sigma_{y0}E$: それぞれ $0.5\sigma_{y0}$, $0.7\sigma_{y0}$, $0.95\sigma_{y0}$ の応力における接合鉄筋の割線剛性

$1cE$, $20cE$, $30cE$: それぞれ1回目, 20回目, 30回目の加力時の $0.95\sigma_{y0}$ の応力における接合鉄筋の割線剛性

$4c\delta_s$, $8c\delta_s$: それぞれ4回目, 8回目の加力における接合鉄筋のすべりひずみ

$4c\delta_s$, $8c\delta_s$, $20c\delta_s$, $30c\delta_s$: それぞれ4回目, 8回目, 20回目, 30回目の加力における接合鉄筋のすべり変形

1の2 溶接継手性能判定基準

第1 適用範囲

本基準は重ね継手, ガス圧接継手及び重ねアーク溶接継手を除く鉄筋コンクリート造, 鉄骨鉄筋コンクリート造及びそれらのプレキャストコンクリート造の鉄筋の溶接継手に適用する。

第2 継手性能の分類

1の1の第2の2にいうA級継手とする。

第3 継手性能の判定

継手性能の判定は, 継手単体の試験による。

(1) JIS G3112の「9 試験」に定められた引張試験を行い, 以下の(a)~(c)の条件を満足すること。

(a) 降伏点強度

$$\sigma_y \geq \sigma_{y0}$$

ここで, σ_y : 接合鉄筋の降伏点強度

σ_{y0} : 母材の規格降伏点強度

(b) 引張り強度

$$\sigma_b \geq 1.35 \sigma_{y0} \text{ 又は } \sigma_{b0}$$

ここで, σ_b : 接合鉄筋の引張り強度

σ_{b0} : 母材の規格引張り強度

(c) 接合鉄筋の破断は母材部分で生じること。

(2) 一方向繰返し試験を行い, 接合鉄筋の破断は母材部分で生じることを確認すること。ここで, 一方向繰返し試験は, 以下の要領で行う。

① 引張り方向に応力 σ が σ_y の1.2倍以上 (又はひずみ ε が3%以上) になるまで載荷し, その時の応力を σ_c とし, 応力 σ が $\sigma = 0.05\sigma_{y0}$ になるまで除荷する。

② 応力 σ が $\sigma = 0.05\sigma_{y0}$ と $\sigma = \sigma_c$ の間で, 載荷と除荷を20回繰返し, その後, 引張り破断させる。

(3) JIS G3112の「6 機械的性質」の「曲げ性」の規格を満足すること。ただし, 曲げ角度は90度以上とする。

(4) プレキャストコンクリート造の接合部に継手を設ける場合の性能は, 原則として実際の接合条件を再現する部材の試験結果を併用して判定する。

(5) 継手の判定に際しては, 継手の品質管理基準, 仕様書及び設計施工要領等によって推定される実際の構造物の継手の性能を考慮に入れる。

2. 鉄筋継手使用基準

第1 継手の使用の可否及び継手の有無による影響は, 柱, はり, 壁等の構造部材ごとに考える。

第2 継手の集中度による影響は, 同じ目的のための鉄筋の断面積の50%以上を継ぐ全数継手と, 50%未満を継ぐ半数継手の場合に分けて考える。

第3 ルート1, 2-1, 2-2の方法で計算する場合又は平13国交告第1026号に沿う壁式構造の場合, 使用してもよい継手種類, 使用箇所及び集中度は表1による。ここで, ルート1の計算方法とは, 令第82条各号に基づき, 許容応力度計算だけをするものであり, ルート2-1, 2-2の計算方法は, それぞれ令第82条の6並びに昭55建告第1791号第3第一号及び第二号による場合である。

表1 継手の種類と使用の可否（ルート1, 2-1, 2-2又は壁式構造に対して）

計算方法	使用箇所		SA級	A級	B級	C級
			全 半	全 半	全 半	全 半
ルート1, 2-1, 2-2, 又は壁式構造	a	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及びスラブの引張鉄筋	○ ○	○ ○	△ △	△ △
	b	・柱とよりの材端域の主筋 ・壁ばりの主筋及び1階の耐力壁脚部の縦筋	○ ○	○ ○	△ ○	× △
	c	・その他の鉄筋	○ ○	○ ○	○ ○	△ ○

（注）表中の全と半は、それぞれ全数継手と半数継手を示し、○と×はそれぞれ継手の使用の可否を示す。また、△は剛性又は強度が足りない分鉄筋本数を増やすことにより使用する場合（鉄筋量を多くすれば当該継手を使用してもよい。）。

第4 ルート3の方法で計算する場合、使用してもよい継手種類、使用箇所、部材種別及び集中度は表2による。なお、ルート3の計算方法とは、令第82条の3、昭55建告第1792号及び平19国交告第594号による場合である。

表2 継手の種類と使用の可否（ルート3の方法に対して）

計算方法	使用箇所		部材種別	SA級	A級	B級	C級
				全 半	全 半	全 半	全 半
ルート3	a	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及び引張鉄筋		○ ○	○ ○	△ △	△ △
	b	・耐震設計上、降伏ヒンジが形成される材端域の主筋及び1階の耐力壁脚部の鉄筋	FA	○ ○	↓ ↓	↓ ↓	× ×
			FB	○ ○	↓ ○	↓ ↓	× ×
			FC	○ ○	○ ○	↓ ○	× ×
			FD	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
			WA, WB	○ ○	○ ○	↓ ○	× ×
			WC, WD	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
	c	・上記以外の材端域の主筋	FA	○ ○	○ ○	△ △	× ×
			FB	○ ○	○ ○	△ ○	× ×
			FC	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
			FD	○ ○	○ ○	○ ○	× ×
			WA, WB	○ ○	○ ○	△ ○	△ △
			WC, WD	○ ○	○ ○	○ ○	△ △
	d	・その他の鉄筋	FA	○ ○	○ ○	△ ○	△ △
			FB	○ ○	○ ○	△ ○	△ △
			FC	○ ○	○ ○	○ ○	△ ○
			FD	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
			WA, WB	○ ○	○ ○	○ ○	△ ○
			WC, WD	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

（注）表中の全と半は、それぞれ全数継手と半数継手を示し、○と×は、それぞれ継手の使用の可否を示す。また、△は剛性又は強度が足りない分、鉄筋本数を増やすことにより使用する場合（鉄筋量を多くすれば当該継手を使用してもよい）であり、↓は、○印のついている下位の部材種別と仮想して計算してある場合には、当該継手を使用してもよいことを示す。部材種別の記号、FA, FB, ……、WDは昭55建告第1792号第4に示されている部材種別の記号である。

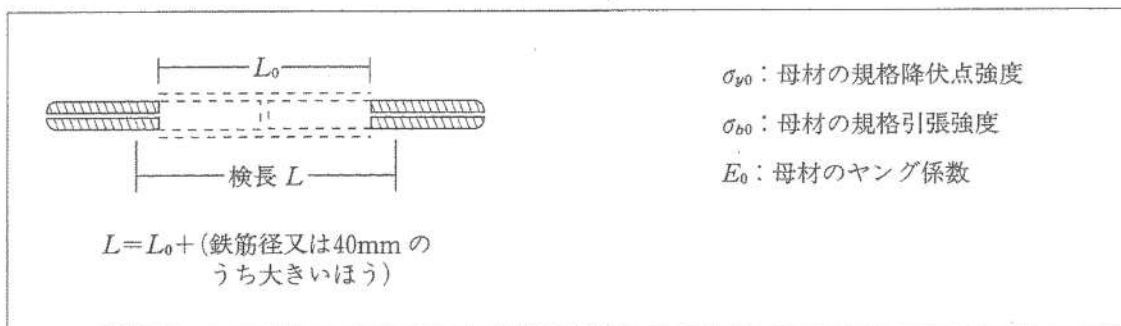
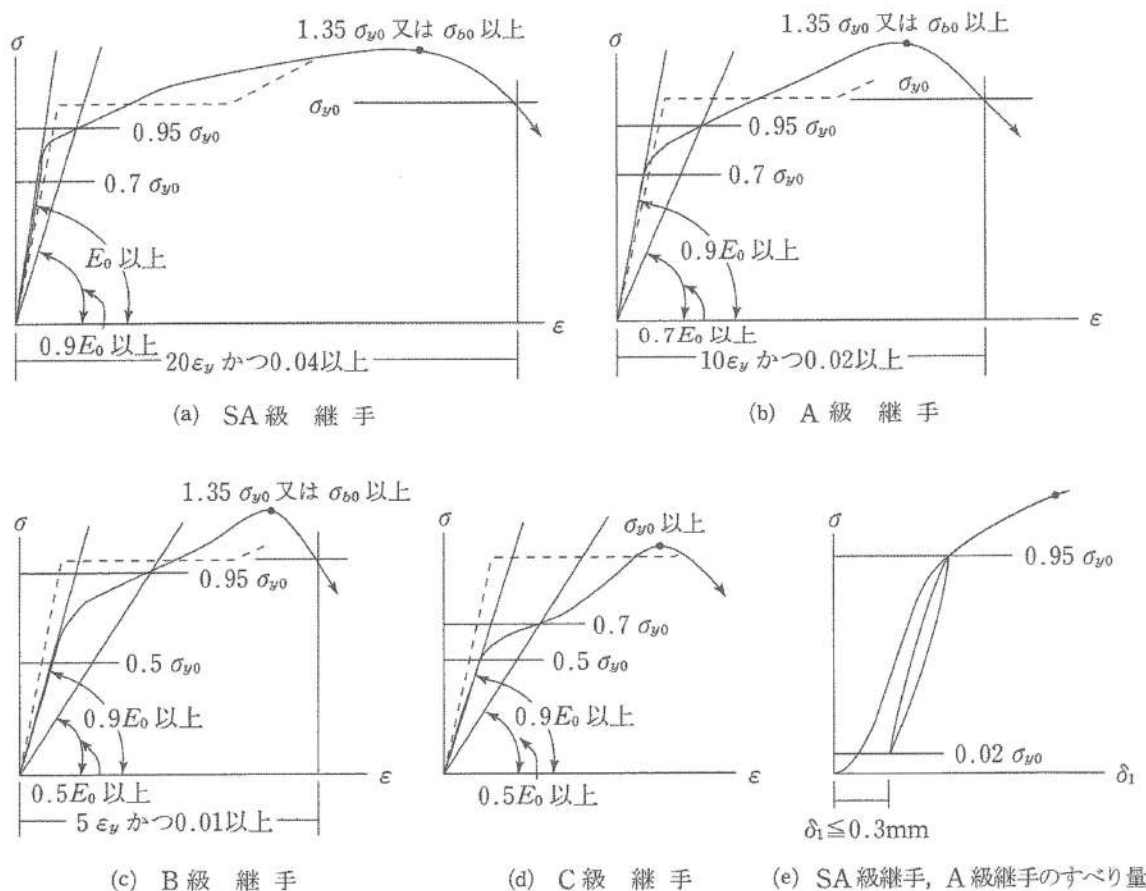
第5 鉄骨鉄筋コンクリートの部材では、鉄筋を全数継手とする場合でも、表1及び表2を用いる時は半数継手とみなす。

第6 継手の特定検長が部材成より長い場合には、S A級継手は原則としてA級継手と見なす。

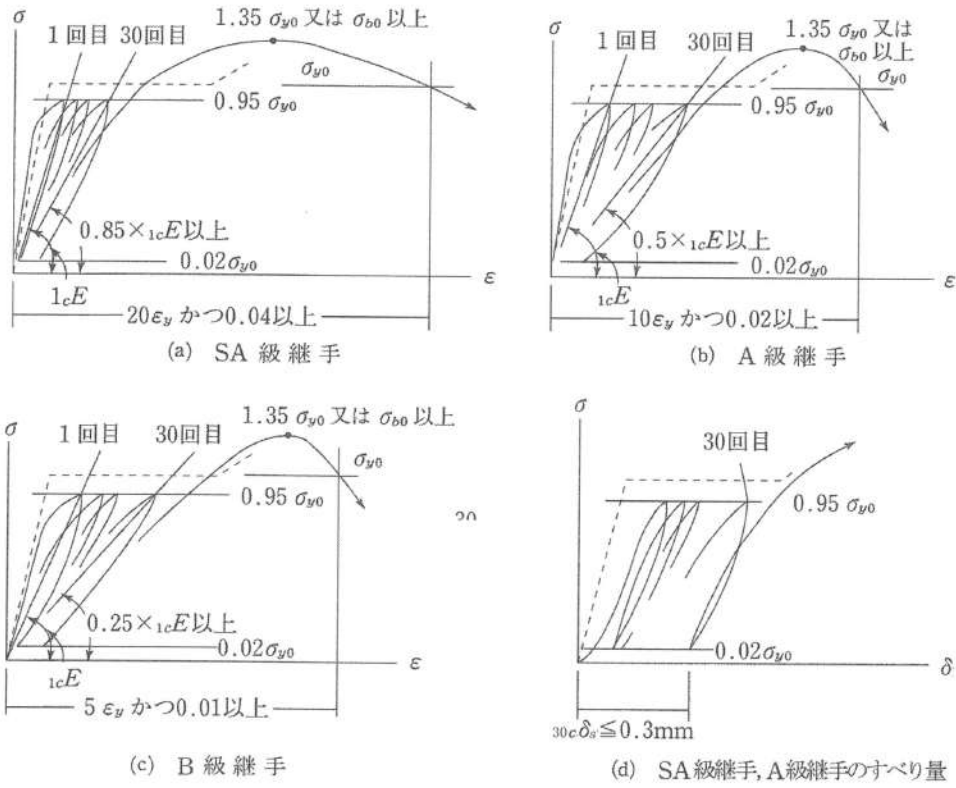
第7 継手部分でも、原則として日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事」の規定の鉄筋のあき及びかぶり厚さを確保する。

[備考]

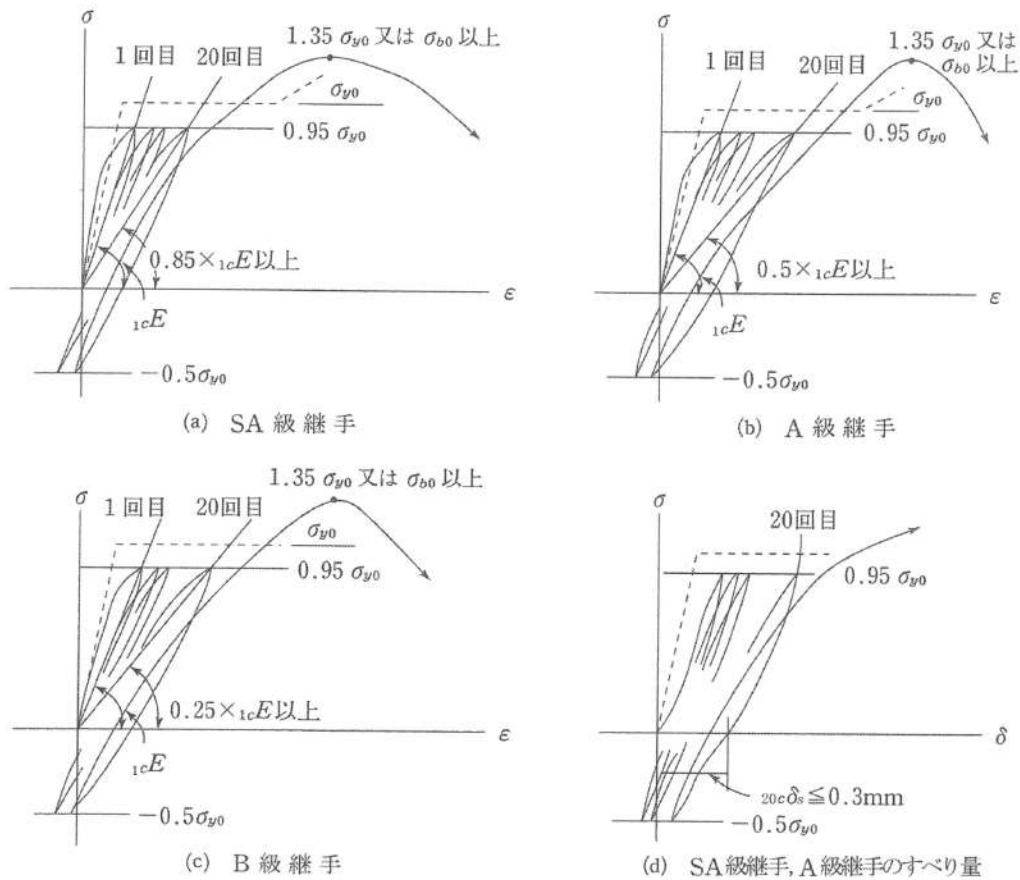
- 5 1の1（機械式継手及び圧着継手性能判定基準）第5の性能判定基準を応力ひずみ曲線で示すと、図A～図Dのようになる。



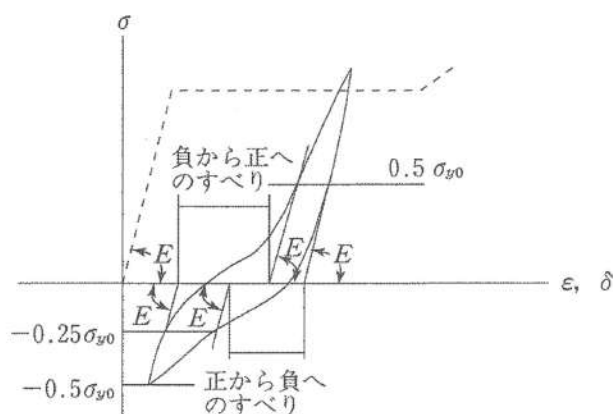
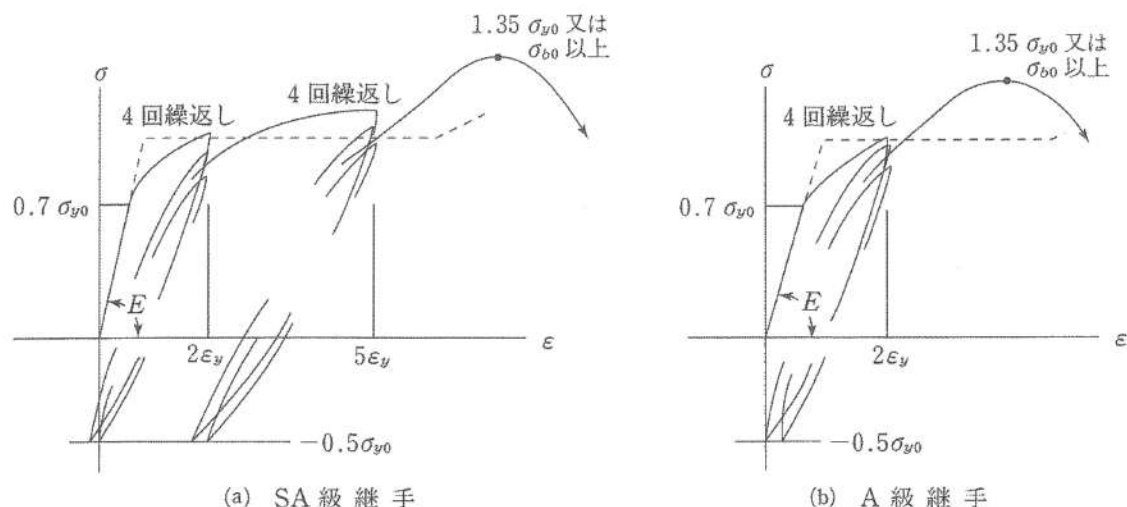
図A 一方向引張試験の判定基準



図B 一方向繰返し試験の判定基準



図C 弾性域正負繰返し試験の判定基準



SA 級 継 手…… $\begin{cases} 4 \text{ 回目に対して} & 4c\epsilon_s \leq 0.5\epsilon_y, \quad 4c\delta_s \leq 0.3\text{mm} \\ 8 \text{ 回目に対して} & 8c\epsilon_s \leq 1.5\epsilon_y, \quad 8c\delta_s \leq 0.9\text{mm} \end{cases}$

A 級 継 手……4 回目に対して $4c\epsilon_s \leq \epsilon_y, \quad 4c\delta_s \leq 0.6\text{mm}$

図 D 塑性域正負繰返し試験の判定基準

告示 平23国交告第432号

鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための
構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第73条第3項ただし書きの規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第73条第3項ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算の基準は、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋が建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第一号に該当する異形鉄筋である場合においては、次のとおりとする。

- 一 令第3章第8節第2款に規定する荷重及び外力によって当該柱に取り付けるはりに生ずる力を平成19年国土交通省告示第594号第2の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の断面に生ずる短期の応力度を令第82条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 当該応力度が次の式に適合することを確認すること。